

午前10時 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。ただいまから平成15年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 巴里英一君、3番 中尾広城君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、報告第7号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） ただいま上程されました報告第7号、平成14年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書につきまして簡単に御説明を申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。まず、事業名としましては第7次拡張事業でございます。これにつきましては平成元年度から平成15年度までの15年間の継続事業で実施をいたしてございます。平成14年度継続費の予算現額でございますが、8億541万6,645円に対しまして、支払義務発生見込み額が2億2,136万5,162円でございますので、差し引き残高5億8,405万1,483円を翌年度に繰越し越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 余りにも簡単な説明なのでよくわかりませんので、再度少し具体的に聞いてまいりたいと思うんですが、ことしが15年で最終年度と。第7次拡張事業ですね。それで、14

年度の支払い義務発生が2億2,100万と。大体、ここ新家の高区配水の整備事業、大変な物入りやったんですが、これが終わってからほとんど大体2億ぐらいで推移してると思うんですが、ところがあと5億8,400万残っているわけですね。

あと、この残りからいきますと、どれぐらいの事業が残ってるのか。当初予定された拡張事業ですね。これでどういうものが具体的に残っているのかですね。2年分ぐらい残ってるわけですから、ちょっとその辺お示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、第7次拡張事業、いろいろ当初予定されておったこの事業目的というのがあったと思うんですが、この事業目的は速やかに達成されているのかどうか。47億9,200万、これを投入するわけですから、大変な1つの水道事業の柱になる事業だというふうに思うんですが、その当初の目的が何だったのか。それが今日時点、もう最終年度になってるわけですから、それがどういうふうに目的が遂行されたのか、その到達状況等を明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、水資源確保というのが大きな拡張事業の柱だというふうに思うんですが、この辺、この15年間にどの程度給水人口がふえ、そしてそれに見合う給水量の確保がやられたのか。

それから、廉価な、安い水の確保というのが、これは至上命題だろうというふうに思うんです。高い水であれば何ほでも確保できるわけですから、廉価にどう給水をするかと、利用者、市民にですね。これが大きな目的だろうというふうに思うんです。

ちょっとちなみに今給水源というのは、1つは深井戸、それから金熊寺川の伏流水、それからもちろん一番大量を占めます府営水と、こういうことになってるんですが、その辺の割合と給水原価ですね。当然、伏流水が最も安いというふうに思うんですが、やっぱりこの安い伏流水の給水量がふえたのかどうか。この辺が1つ大きな命題だろうというふうに思うんですが、その辺はどうなのかと、こういうことについてお示しをいただきたい。

それから、その次にりんくうの水ですね。9億9,000万ほどかけて給水管を布設してるわけですが、この辺の水の利用状況ですね。これがどうなっているのか。急激に今後 仮の話ですが、あくまでも仮の話ですが、イオンが来ますと、これ大変な水需要が求められてくるというふうに思うんですが、その辺の対応は大丈夫なのかですね。

これ、第8次拡張事業をやられるということになれば、そういうことになりますし、第7次拡張事業を変更されるということになれば、当然その中で明確に位置づけをしなければならぬ問題だろうというふうに思うんですが、その辺はどうなのかですね。それについてお示しをいただきたい。

当初ではこういう質問をしますが、最終年度と。一定総括が必要になってきている時期なので、そういう総括的な問題も含めて少しお教をいただきたい。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、15年度で終了するわけでございますが、今年度の残事業はどの程度かという御質問であったと思いますが、本年度につきましては六尾高区配水池の築造、取水施設であります4号井戸の改修などを行うことで、予定しておりました事業については、15年度をもちましてほぼ概成するというようになってございます。

続きまして、7次拡張事業の当初の目的としましては、平成元年に7次拡張事業の認可をとったわけでございますが、当時、本市を取り巻く社会経済情勢の変化は著しく、大都市のドーナツ化現象というような影響もありまして、大変な社会情勢を迎えてございました。また、その当時、関西国際空港の支援施設として、いわゆるりんくうタウンが計画されておったというような状況でございましたので、それらの水需要に対応するため、当時計画給水人口7万7,800人、1日最大給水量3万6,700立方メートルとする拡張事業でございました。

その後、いわゆるバブル経済の崩壊後、大幅に社会情勢の変化があったわけございまして、平

成11年度には計画給水人口6万5,900人、また1日最大給水量は3万3,000立方メートルと変更してございます。そのような観点から現在の7次拡張事業の事業進捗状況を見ますと、ほぼ達成されたのではなかろうかと、このように考えてございます。

続きまして、自己水の確保についてでございますが、14年度現在での自己水の確保につきましては25.3%となっております。14年度には中央浄水場の沈殿池の改修で1カ月間自己水の確保ができなかったと。また、7号井戸、大苗代の導水ポンプの故障による修理等でこのような数字となっております。現在、金熊寺川の伏流水と深井戸により確保している状況でございますが、今後とも自己水の確保には万全を期してまいりたいと、このように考えてございます。

続きまして、現在での給水原価はどのようになっておるのかという御質問でございますが、14年度の給水原価につきましては204円9銭でございます。ちなみに13年度の原価を申し上げますと、189円86銭でございます。

続きまして、りんくうへの対策でございますが、当初の7次拡張計画の中でりんくうタウンへは六尾配水池から送水する予定となっておりますが、現時点では泉佐野岩出線の道路部分で若干未整備となっております。これにつきましては、府道の進捗状況に見合わせ、鋭意工事を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、りんくうタウンへの対策はどのようになっておるのかという御質問でございましたが、現在、りんくうタウンへの送水につきましては、中央浄水場の方から暫定的に送水しておるところでございます。14年1月から12月までの日平均使用水量は130立方メートルとなっております。

また、イオンの進出についてどのようになるのかという推定でございますが、私ども同様のスーパーと比較しまして使用水量を積算しますと、日量約1,200立方メートルになるのではなかろうかと、このように考えてございます。

ただ、現在暫定的に送水しておる量といたしましては、2,500立方メートルということになって

ございますので、イオンが約1,200、今までの日平均使用量が130立方となっておりますので、十分対応できると確信いたしております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 申しわけございません。答弁漏れがございました。

現在の給水人口でございますが、6万4,375人でございます。

議長（成田政彦君） 答弁漏れがあるって。白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 申しわけございません。答弁漏れがあるということでございますので、もう一度御質問願いたいと思いますが、よろしく願います。

〔和気 豊君「議長、起算されたら困りますので、どういうふうに扱いしてくれはるんですか」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 和気議員、もう一度教えてあげてください。

19番（和気 豊君） それじゃ、1回目の質問を補足するという意味でやらさせていただきます。

私、廉価な水の供給と。高い水であれば幾らでも確保できるわけですから、廉価な水の確保という点で各自己水 つたない勉強の中で覚えてきたんですが、3つ言うたんですよ。深井戸、伏流水、それから府営水と。この給水原価はどうなっているのか。これは1つの柱として私聞いたんですから、こういうやつを、たまたま小さなやつをひょっと漏れたということであればいいですけど、1つの質問の柱として私はここへ帰結をして、焦点を合わせて、そこへ落ちをつけるような意味で質問してるわけですから、これは抜けたらやっぱり困りますよ。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） まことに申しわけございません。個々の数字は現時点では出していないということでございますので、後刻早急に出して報告させていただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 和気議員、今から相当時間がかかるそうです。

19番（和気 豊君） 議長に取り扱いを任しま

す。

議長（成田政彦君） それでは、資料を後日出してもらおうことにして、引き続き質疑を行います。和気議員。

19番（和気 豊君） いや、この案件を審議することに私はかかわって質問してるわけですから、そういう資料が出てこないということになりますと、なかなか前へ行くことについては、これ、ほんとに廉価な水をどう確保するかというのは、これ至上命題なんですよ、拡張事業のね。もちろん給水量確保と、こういうことで、それにかかわってどうかと。

府営水が何ぼふえとってあかんよ、これね、簡単に言えば。伏流水がどれだけ確保されてるか、確保に向かって進んできたかと、これが1つの総括の基準になるんですよ。だから、その辺をひとつ明らかにしていただかないと、これは前へ進まない。

議長（成田政彦君） ということは、質問できないということですね。

暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午後 1時31分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の和気議員の質疑の中にあって、資料請求の件について資料の提出がありましたので、資料についての理事者の答弁を求めます。白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 午前中の和気議員の質問に際しまして、私どもの不手際によりまして貴重なお時間をおかしくなりましたので、まことに申しわけございません。おわび申し上げます。

さて、皆様方のお手元に御配付いたしております給水原価について御説明申し上げます。

まず、中央浄水場につきましては、右端に記載のとおり、給水原価といたしまして190円97銭、六尾につきましては181円7銭、府水につきましては208円77銭となっております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今お示しをいただきまし

た資料に基づく答弁でも27円の差があると、こういうことで、これは当然1立米、1トン当たりだろうというふうに思うんですが、1トンでさえこれだけの差がある。そして、にもかかわらずこの安い六尾の伏流水、金熊寺河川の伏流水がわずか全体の給配水量の10%にすぎない。これが上がれば、そして最も高い208円77銭の府営水、これが75%近くになるわけですが、全体のね。これが少なくなれば、当然市民の皆さんがお支払いになっている水道料金というのが安くなる。

こういうことが1つは40数億円の、48億ぐらいのお金を使って実施をした第7次拡張事業の主たる目的でなければならなかったはずなんですが、むしろ第7次拡張事業が始まる当初と比べて府営水の制限を受けているんですね、日量2,850トンと、こういうふうな。

ところが、この間に第7次拡張事業の1つの柱でありました、事業の柱でありましたりんくうタウンへの給配水事業、9億9,000万何がしかを主としてやっている。もちろん大阪府企業局から入ったお金であります、しかし今後この給配水管を使ってりんくうタウンに上水を供給しなければならぬと、こういうことですよ。大阪府が造成したそのところへどんどん水を送らなければならぬと。

当面、先ほど答弁ありましたように、イオングループのその進出については水が供給できるということなんです、市はこれを起爆剤にして、このイオングループの進出を起爆剤にしてにぎわいをつくっていくんだと、ここに他の企業も大いに張りついてくるんだと、それで将来そのことによって税収も見込まれてくるんだ、大いに市財政に好転の兆しを取りつけることができるんだと、こういう話なんですよ。

それならば、この給配水について大阪府から取水制限を受けている、こんなことではなくて、大阪府が造成したそういう事業にかかわって水が必要になるということになれば、大阪府河川課と話し合いをして、2,850トンという、わずかほんとは当初に比べては半分以下に減っているような取水制限をやっぱり撤回をしてもらうような交渉を私はやるべきではないか。こういう交渉につい

ては、やられたことがあるのかどうか。これについてひとつお聞かせをいただきたい。

この点では、イオングループの問題では大阪府の肩がわりをする、進出については、そして、道路を65億でつけてやる。一方では取水制限されて、その言いなりになってると。これでは余りも大阪府の言いなり、大阪府べったりではないかと、こういうふうに言われても仕方がないと思うんですよ。

市民に廉価な水を供給すると、こういう事業目的、これを振り返ってみても、その辺はやるべきことだというふうに思うんですが、そういうことをやられておるのであれば、ひとつお示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 和気議員の再度の御質問でございますが、金熊寺川からの伏流水の取水の件でございますが、現在日量2,850トンでございます。これの増量につきまして大阪府と協議をしているのかどうかというお尋ねでございますが、最近大阪府に交渉したというのが引き継ぎでは受けてございません。

ただ、この件につきましては従来より議会で御答弁申し上げてございますが、河川法との関係、また歴史的な水利権者の件等いろんな問題がありますので、現時点ですぐにこの取水量の増量を大阪府に認めてもらうというのは大変難しい問題ではなからうかなと、このように私考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 難しい、難しいって、これが平成7年の水道料金の値上げ、その後もう1回あったと思うんですが、その水道料金の値上げですね。27.3%引き上がったこの値上げのときも、理事者側と議会側の論議のやりとりの1つのポイントになってたわけですね。非常に困難はあるけれども、努力して交渉もしていきたいと、廉価な水を供給するという立場から、これは基本として欠かせないんだと、こういう御答弁をいただいているわけですね。最近ではやってない。

これは5年に一遍ですか、更新するんですか。

5年に一遍ですか、この2,850トンということについては、だから、5年を待たずして毎年やはり泉南市の窮状を、そして将来水需要がりんくう等で大きく求められてくると。そういうところから当然要請するべきではないか、毎年やっぱり要請をすべきではないかというふうな話も出ておったように思うんですよ。

そういう点で、なぜ困難だと、こういうふうに言われるのか。その根拠と、議会との約束事でもある府に鋭意交渉して増量を求めると、こういうことについてはなぜ実行されないのか。その辺について、3回目ですから最後にお聞かせをいただきたい。明確にしていきたい。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

この問題は、随分古い時代からの議論であったと思うんですが、実は平成13年1月に大阪府の方から回答というんですか、取水量変更についての見解が参っております。これにつきましては、現在2,850トンは正式に許可されているものではなく、既得権としてあるため許可を出しているだけで、これを増量するという事は、既得権で認めている量の根拠について明らかにする必要があります。

いろいろ書いておるわけなんです、そのような観点から、河川の水量及び必要水量を出すことは現在大変難しいのというような府のコメントもいただいておりますので、私こういう根拠で大変難しいとお答えさせていただきました。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

上山議員。

10番（上山 忠君） ちょっと1件だけお聞きしますけども、先ほどの和気議員への答弁で、りんくうタウンにイオングループが進出したときの水の使用量は日当たり1,200立米というふうな御答弁ございましたけども、これは上水であるわけなんですわね。飲料水関係の上水で1,200トン。りんくうタウンには工業用水の配管が整備されて、工業用水がいつでも使用できる状況になっていると思うんですけども、トイレの水とか散水、

中水ですね。こういう部分にはこの工業用水が使われる可能性があると思うんですけども、その辺のところはどの程度と見ておられるのか。また、イオングループさんがあのショッピングセンターの中でトイレの水、それから庭の散水の水等にその工業用水である中水を使用された場合、下水道料金はどのようになるのか。

以上、お答えください。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 朝からの答弁で、私どもの推定でございますが、日量約1,200トンであるという御答弁を申し上げましたが、上山議員が御質問の上水と工業用水の使用量につきましては、私ども現在約半々ぐらいかなと推定しております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 下水道料金について答弁がありませんので、ちょっとお待ちください。

向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 下水道使用料でございますけれども、上水であろうと中水であろうと、その流量の量の多さというんですか、量で利用金額が決められておりますので、その使用量によって個々違ってくると思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 今の御答弁で、1,200立米のうち、50対50の割合ということですから600立米が上水で600立米が中水、つまり工業用水だということ。それと、下水道料金については一応量でいくから、これについてはとれるというふうな御答弁だったと思うんですけども、この量についてということですけど、今回の使用料・手数料の値上げの中で、下水道料金、平均して26.1%か幾らぐらいの値上げになりましたわね。そういう中でこの中水を使用したときの市長、これは管理してるところが違いますわね、工業用水は管理してるところが。そういう関係上、そしてたらこの量についてはどういうふうに把握されるんですか。やっぱり、ちゃんとメーターを、泉南市独自のメーターをつけてそこから算出されるのか、ただ単にこの工業用水の持ち主である、企業

局かどこかわかりませんが、その辺の報告でもってやられるのか、その辺についてはどうなんですか。

議長（成田政彦君） 向井都市整備部次長。

都市整備部次長（向井清泰君） 設備の協議がございまして、そのときに協議の内容の中ですべて進めていきたいと考えております。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） もう3回目になるんですけど、今後の協議の場で決めていきたいということで、しからば協議の中でイオン側が強硬に要求した場合、それをのんでいくというふうなことも受け取れますわね。それと、今内陸部にある商工業者さんたちは、すべてこの上水でもって使っておられるわけなんですか、上水の量によって。

それで、今回このりんくうタウンに進出されようとしているイオンモールさんに対しては、先ほど50・50の比率で工業用水が使われる予測になってるといって御答弁でしたんで、その辺でほんとにきっちりした取り決めをしていただかないと、それ以上にこのりんくうタウンに進出する企業に対しては受益者負担金は取れないですわね、本来、企業局が整備した土地であるということで、本来内陸部にあるところで下水をしようとしたら受益者負担金が取れますけども、りんくうタウン内に進出してくる企業に対しては、受益者負担金は取れないということになってますわね。

そういうことを考えると、りんくうタウンに進出してくる企業は、内陸部にある商工業者さんよりもかなり優遇されるんで、その辺のとも踏まえて、内陸部にある方とりんくうタウンに今後進出してこられる企業さんとで格差がつかないようにやっぱり協議してほしいと思うんで、これは要望にかえておきます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 二、三点御質問をいたします。

質問の前に、1時から、本市政に著しく貢献をし、市の発展に寄与されました、市長から表彰を受けた皆様方、おめでとうございます。私はまだ一度も受けておりませんが、これから一生懸命市

民のために働かしていただき、市長から表彰状を受けたいと思いますが、どうかわかりません。

それでは、余談を言って恐縮ですが、1つ一般質問の中にもありましたように、最近、水フォーラムから水の問題に対してのいろいろ関心が日本全国高まっており、また世界的にも水問題は人間が生きていくための大切な資源でありますから、重要なことは御存じのとおりであります。

ただ、一質の中で1つは有害物質についてお尋ねをしたんですが、1時間の時間がちょっと私の場合は足りないぐらいな質問を出しましたんで、十分聞いてないんですが、本市の場合は、今社会的に言われてるのは、有害物質を伴う、配水管の中では鉛管とか鉛とか、泉南市の場合はまだ石綿管が残されていると。これはまだ100%取りかえをしてないと思うんですが、ここらあたりの対応をどのようにしておるのか。これが1点です。

それから、もう1つは、現在自己水25.3%、こういうことで和気議員さんの質問にお答えをしたんですが、これまた琵琶湖なり淀川水系の水が非常に汚れてきて問題があると、こういうことが言われております。将来的に、ほんとに25.3%の自己水がこれは間違いなく確保されるのかどうか。現在は御存じのように府営水に依存してるわけではありますが、私は将来的に自己水というのは大変努力をしないと難しい、困難なことに直面するのではないかなというふうに思うわけですが、このことについての御答弁をいただきたいと思えます。

それから、もう1点は、将来、日本でも生水が、水道水の水が直接飲めなくなるのではないかと、そういういろいろ批判等もございまして。今、マイナスイオンとかというような感じで、家庭用の飲料水を活性化して、それからいろいろなメーカーの中で飲み水を活性化できるような機器も販売されとるわけではありますが、先般、岡中の方で1件回ってみますと、飲み水をわざわざ和歌山県の方にトラックでくみに行ったり、乗用車でどこか無料の水をくんできて飲料水に使ってるという御家庭もあるようですが、この前御家庭に販売に来た方の中で、泉南市が送ってる水道水と和歌山県からくんできた自然の水と検査をしたらしいで

すね。

そうすると、泉南市の水道水は非常に色が違った形になる。和歌山側からくんできた水は、その試験管にはめても全然色がつかない。だから、これだけの格差がありますよと、飲み水に。だから、将来的には非常に心配な面も発生をしてくと、こういうふうな説明を受けてる御家庭もあるようですが、本市の場合はそこまでいろいろなことを研究されてるかどうか、御答弁をいただきたい。議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 島原議員さんの御質問にお答え申し上げます。

まず、有害物質等の質問のうち、石綿管の状況はどうなっておるのかという御質問でございますが、石綿管の改良整備につきましては、平成5年度から改良にかかってきてございます。石綿管の総延長が6万9,350メートルであったわけですが、平成14年度末で1万175メートルが残っておるという状況でございます。改修率としましては、85.3%の改良済みとなっております。

これにつきましては、私ども最大限の努力をして改良する覚悟でございますが、何分国庫補助制度も活用しながら行っていきたいという考えでございますので、もうしばらく時間をかしていただきたいと考えてございます。

なお、今年度につきましては、15年度予定どおり施工した場合につきましては、残りが8,049メートルとなりまして、改良率が88.4%になるという状況でございます。

続きまして、将来的に伏流水の取水が難しくなるのではなからうかということでございますが、私ども水道部といたしましては、自己水の確保につきまして、25%を割り込むことのないよう全力を傾注していきたいと考えてございます。対応としましては、まず揚水施設の適切な管理、また井戸からの揚水の確保に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

それと、水道の水質の件でございますが、法令によりまして水質基準が定められておりまして、現在46の項目が対象となっております。我が市におきましても、法令及び通達に基づき定期的

に検査を実施してまいってきたところでございます。そのような結果、過年度においても異常は一切なかったということで、水道水基準値は十分に満たしていると考えてございます。

また、平成16年度から国の水質基準が大幅に改正される見通しで、50項目に整理、再編される予定でございます。そのようなことから、本市におきましても検査体制を充実するとともに、他の関係機関との連携を図り、水道水質の安全確保のため情報の収集及び検査データの蓄積、解析に努力してまいり覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 石綿管についての処理方法とか交換方法等については御説明があったわけですが、まだそれでも8,000メートル近くですね、49メートルと言いましたか。8,049メートル残ってますと、こういうことですが、この問題は、取りかえのためのコスト等も随分とかかるのではないかというふうに思うんですけども、これは人間の生きていくための生活の生存にかかわった問題じゃないですか、これ。

悪いから取りかえてるんでしょう、人体に影響があるから。しかも、厚生労働省におきましても、これはちょっと問題だというふうな指摘があって、各市町村が積極的にこういう従来の石綿管の交換というものをやってるわけでしょう。私は、少なくともこの問題はいわば人体に、人間の命というものにかかわり合いのあるものですから、これはコストとかそういうなのを見るんでなしに、泉南6万6,000程度の市民が皆飲んでるわけですから、支障のないような安全策は、これはもう当然やるべきではないかなと思いますよ。

そのほか、部長の方は石綿管しかお答えがなかったわけですが、ほかに私が今御指摘を

自分のことを御指摘というのはちょっとおかしいんですが、指摘申し上げましたようないわゆる鉛管とか鉛とか、そういうような部分の関係の配管はなされてないのかわかるかと、本市の場合は、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

それと、もう1点は、厚生労働省の方で確かに

給水、水に対する基準なりいろんな関係の規則が厳しくなりました。これは、今申し上げましたようにそれぞれ人体に影響のないような水を供給すると、こういうような視点に立って決められたことでありますが、本市の場合は、自己水の中でいろいろ調整をしてやられてると思うんですが、その場合、トリハロメタンの関係でございますけれども、水道水のいわゆる基準値ですね。これは1立方当たり1ミリグラム以下というふうな感じの基準値が出ておるんですが、本市の場合の自己水のこれらの取り扱いについてはどういう状況になっておるのか、お答えをいただきたい。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

まず、石綿管の問題でございますが、これにつきましては、健康に及ぼす害が即影響するという事ではないという文献もございまして、できるだけ速やかに改善、改修するよという趣旨だと私も解釈いたしてございます。そのような観点から、膨大な費用もかかりますので、国庫補助制度を十分活用して順次改修に当たっていきたくて考えておるところでございます。

それと、鉛管問題についての御質問でございますが、一般質問で私御答弁さしていただきましたので、先ほどは省かしていただいたわけでございますが、現時点では鉛管の使用は一切行ってございません。ただ、昭和40年ごろまでには鉛管が多く使われたというような時期がございまして、私も水道部といたしましては、その古い申し込み台帳を調査した結果、現在でも一部に使用されているというのを把握してございます。

これの改修につきましては、当然他の管種への布設がえが必要であるわけでございますが、現時点では漏水時や管布設がえのときに鉛管が使用されておれば、随時取りかえを行っておるよという状況でございます。引き続き、工事施工時におきましては取りかえてまいりたいと、このよに考えてございます。

続きまして、トリハロメタンというんですか...（島原正嗣君「わからへんかったら、また後で知らしてください」と呼ぶ）ちょっと申しわけご

ざいませぬ。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 1つは、これ今御答弁いただいたんですが、石綿管の給水ですね。そないに人体に直接影響のあるものではないと、そういう理解をしてるよですけれども、またそれと国庫補助等の関係もあっておくと、こういうよな言い方でおっしゃってるよですけども、私はこれはどの行政の政策課題よりも、人間が体内の中に日常それぞれの皆さんが飲んでるわけですよ、これ。

だから、何も関係ないんやったら、そんな取りかえとか交換せえよというよな指示や指導もないと思うんですよ。やっぱり、将来的にその石綿管で給水することは人体に影響がありますよと、結果的にはそういうことになってるよですよ。そらまあ行政は行政としてのいわゆるコストの問題とか経費の問題がかかることはわかってるよですけども、やっぱりこれぐらいのことは、安心して飲めるよな水の供給というものの視点に立ってもらわないと、市民はたまったもんじゃありませんよ、これは。かえたところはいいいけども、かえんとはやっぱりいつまでも残されていくよことでしょう。そういう行政のやり方、進め方というのは、ちょっと市民の立場に立ったやり方ではない。

1人の人間でも、1羽の鶏でも 鶏は人間と違うけども、やっぱり1人の人権、1つの人権というものがあるでしょう。それをなぜ大切にあげないんですか。そう思いますよ、私は。何も何ぼ飲んでもちよとの間死ねへんとか、そんなことはわかってますよ。わかってるけども、気持ちの問題ですよ、飲み水としての。そういう自覚認識を持ってくださいよ。

それと、あと鉛管の部分が残ってるよなことでありますが、これはどれぐらい残ってるよですか、キロ数にして、長さにして。それと、今日まで、これもわからなければ結構なんですけども、石綿管に大変な費用がかかると、こおっしゃったんですけども、じゃ今までどれだけお金がかかってる、投資してるよですか。国庫補助が幾らあって、市の財政負担が幾らだと、こいうことの積算が

できてるんですか、きちっと。お答えください。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、今まで石綿管への投資についての費用、また国庫補助額等につきましては、現在資料を手持ちしておりませんので、後刻また報告させていただきたいと思っております。

それと、鉛管の状況でございますが、古い給水台帳から把握いたしてございますが、平成14年の給水戸数としまして、戸数2万2,656戸のうち1,649戸が残ってございます。その後、申し込み以後の変更については、私どもの程度個人の御家庭で改修できておるのかどうかというのは、ちょっと把握できていない状況でございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 何点か簡単に質問させていただきます。

水道は地方公営企業法に基づいて経営されてるわけですが、今東京都なんかで特に民営化の問題、これだけの巨額資本を動かす企業体というのは民営化しなきゃならないんじゃないかと。特に、フランスから帰ってきたあの東大の竹内佐和子さんがそんな論議を広げて、そういう方向へ徐々に動いているということなんで、その辺のお考えをもしあれば。

安全性ということで公が独占してるんだというふうな神話はもうないと思いますので、フランス初めヨーロッパ等はほとんど民営企業で経営しておりますので、その辺の判断をお聞きしたいと思います。

それと、さっきの御答弁をお聞きしますと、大阪府は既得権だと。だから、2,850トンが既得権なんだというふうな指摘をされているということなんですけれども、確かに淀川水系の水というのはまずいで、自己水25.3% 25%を維持するという御答弁でございましたけれども、飲料としては淀川水系の府水よりも最適である、よりいいとは思いますが。

ただ、問題として、私なんか男里川の干潟とか保全にいろいろかかわってやってまいりまして、大阪府も利水の観点から農業用水との確執がある

云々という話がありまして、逆に環境保全とか流水の関係からいいますと、余り使われては困るんじゃないかというふうな判断もあります。だから、多面的な要素が絡まっていると思うんですよね。だから、その辺で基本的な枠組みを大体どうするのかというふうなことを改めてお聞きしたいと思います。25%を維持するというふうな御答弁ございましたけれども。

それと、この間私も泉南市の水道水の電気分解でちょっといろいろ実験してるのを見させていただいたんですけども、やっぱり重金属の沈殿というのは結構あって、もう汚くなるんですよね。それは鉄とか鉛等はあるでしょうけど、鉄とかその辺が主体かなと思って、毒性が高いかどうかというのはまた別問題なんで、その辺が水道部長の御答弁によりますと、当然基準値を満たしていると、安全であるというふうな御発言と、これから厚生労働省の基準値が上がるということで、上がるということはやっぱり旧来の基準が必ずしも安全でないという判断だと思いますね。

とりわけ、安全基準が上がった場合に、どの項目が抵触をしてくるのか。いや基準値が上がってもまあその範囲にとどまっているのか、その辺もしわかっていればお教えいただきたいし、わかっていなければ、また後ほど本会議終了後でもお示し願いたいと思っております。

それと、2,850トンという取水制限がある中で、第7次拡張事業が資本的支出が48億円というふうなことなんで、その辺単に取水だけの問題じゃないと思うんですけども、いわゆる資本的支出の合理性というか、その辺がコスト計算からいってどんなふうに判断されて、どういうふうな効果性、経済性、効率性をもってこういう形の7次拡張計画を継続されているのか、総合的なところで御説明いただけたらと思います。

以上、よろしくお祈りします。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の水道の民営化について御答弁申し上げます。

今、北出議員言われましたように、最近水道についても民営化といいますが、民間参入ということが議論されております。諸外国においては、御

承知のように既にそういう多くの事例もございますし、それが時流になってるとも聞いております。

ただ、日本の場合はまださまざまな規制がございます、そこまで至っておらないということでございまして、今後その規制緩和なり、あるいは民間参入の機会の確保という面から議論されていくものというふうに思っておりますので、まずそういう条件整備をしないと、なかなか実質上はできないということになるかというふうに思いますので、そういう議論については、我々も十分関心を持ち、しかも注視をしていきたいと、このように思っております。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、自己水の確保等についての質問があったわけでございますが、従来、水道部としましては、25%を割り込むことのないよう努力をするということでございますが、まず私どもとしましては、金熊寺川の伏流水と深井戸を十分確保してその25%を維持していきたいと、このように考えておるところでございます。

それと、16年度の水質基準の改正につきましては、内容は大きく4点ございまして、人の健康の確保、2点目としまして生活利用上の要請、3、地域性、検査の効率性の方面から検討が加えられたわけでございまして、具体的には微生物検査方法の改定、化学物質の基準項目の拡大及び検査方法の改定などが主な改定内容でございます。それによりまして水道水の安全を十分確保してまいりたいと、このように考えてございます。

また、7 拡事業の総括はどのようなものかという御質問であったと思いますが、15年度、今年の事業を終わりますとほぼ概成するわけでございまして、私どもといたしましては、今後数年間は市民の皆様方に安心して水の供給を受けていただくと確信いたしてございます。

そのような観点から、今後の事業展開につきましては平準化して事業を実施してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） ちょっと答弁が足りないと思います。第7次拡張事業の48億円の資本的支出ということにかんがみて、取水に限定して例えば2,850トンということで、その他の設備、資本的投資でいろんな形があると思うんですけども、この配分及びその効率性の問題を具体的にお聞きしたわけでございますから、その点は具体的に御答弁していただきたいと思います。

それと、さっきの基準値の問題で、抵触してくるだろうと思われるものは何かということで御質問さしていただいたわけなんで、島原議員もおっしゃったように、やっぱり水というのは人間の命に深くつながっておりますし、旧来我々子供のときは起こらなかった花粉症とかアトピー性皮膚炎とかそういったのは、やっぱり日常的な水の摂取等も一定の影響を受けてることは間違いないと思いますので、そういう観点から少しお示ししていただきたいということでありましたので、今できなければ議会終了後でも結構ですけども、その辺ちょっと御判断をお願いします。

この第7次拡張事業等について、地方公営企業ですから、水道部が答弁なさるということであるかもわからないんですが、もしあれであれば、全体の枠組みからいえば助役なり市長なり、その辺の資本的支出に関する御答弁をいただけたらありがたいと思います。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 北出議員の再度の御質問でございますが、16年度に改正される基準の具体的なことにつきましては、化学物質の検査に重点を置かれたようなことでございます。

1点目としまして、大腸菌検査方法の改正、2点目としましてアルミニウムのような金属類の新規追加及びサンプリング方法の改正、ジオキサンのような有機物質の新規追加及び有機物質の検査方法の改定、臭素酸のような消毒副生成物の新規追加、シマジン等基準濃度の水質管理目標設定項目への再編等が主な改正でございます。

また、7 拡の方で膨大な投資をしてきたわけでございますが、現時点におきましては、その時々々の社会情勢により、これはいたし方なかったと私ども考えてございます。ただ、現在の収益的収入

及び支出につきましては、その投資のはね返りとい
いましょうか、減価償却費等が増大しておると。
また、起債の利子の償還等が大きく影響してると
いうのが実情でございます。

現時点では、その抵触については、細かいこと
までわかってございません。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） だから、私は細かいこと
を聞く気は全くないんで、ただわかってなければ、
そしたら後ほど検査データをまたお示し願えたら
と思います。議長、その辺取り計らいをよろしく
お願いいたします。

資本的支出の効率性等の問題については、全く
明快に答弁いただけてないので、その点……（和
気 豊君「水道経営にかかわって一番大事な点や」
と呼ぶ）そうなんです。そういうことなんです。
助役等、独立性企業会計なんでございますが、公
社と似たような性格を持っておりますので、そう
いう枠組みで御答弁をお願いいたします。

議長（成田政彦君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 7 拡につきましては、平成
15 年度で概成ということでございますが、11
年度に7 拡の計画変更ということで人口6 万5,9
00 人、1 日3 万3,000 立米という変更をして、
これについてはほぼ達成できるということでござ
いますので、その事業の内容といたしまして、4
8 億円の投資の中で特にこの7 拡につきましては、
人口急増の新家地区を重点的に整備をさしてい
ただいたと思いますので、当面はこのような大きな
事業はすぐには出てこないのではないかというふ
うに思います。

先ほど部長の方からもお答えしましたように、
この7 拡が終わりますと、事業についてもしばら
くは平準化して、その辺は推移できるのではない
かというふうに思います。その間に、やはり当然
経営についても十分精査した中で収益を上げる方
策というんですか、その辺も考えていかなきゃな
らない時期かなというふうに認識をいたしてお
りますので、これからは事業が終わりますと、その
辺についても重点的に対応していかなきゃならん
のではないかというふうに考えておるところでござ

います。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

松本議員。

11 番（松本雪美君） 皆さんの質問で大枠わか
ったんですけども、参考のために聞かしてもら
いたいなと思うんですけど、私の記憶では、金熊
寺川から取水する六尾の給水池で市民に給水され
ていくその水の量というんですか、そういうもの
で、私の記憶の中では、自己水で50%ぐらいい
った時期があったんじゃないかなと、私そんな
ふうにしてるんですけど、日量2,850 トン以
上は金熊寺川の伏流水は取ったらいけないとい
うふうに決められた時期ですね。そういうのを参考
のために聞かしてほしいんですが、いつごろから
そういうことになったのか、聞かしてほしいん
です。

それと、もう1つ、ずっと論議の中で、当然市
民に安い水を送っていくということが、これから
本当に大変な不況の中で公共料金をいかに抑えて
いくかということでは大事なことだと思うので、
私たちやっぱりその日量の2,850 トンをいかに
ふやしていけるかという論議は、これからしてい
かないといけないと思うし、方法があれば一緒に
考えていったらいいと思いますし、そういう点で
聞かしといていただきたいなと思うんですよ。

それと、もう1つ聞かしてほしいのは、先ほど
50対50でりんくうタウン内の給水については、
中水が50、上水が50ということだったんです
が、参考のために、工業用水というのは大体1立
方当たりどれぐらいにつくのか、わかればお願い
したいと思います。わからなかったらいいですよ。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 金熊寺川の伏流水の日
量2,850 トンについての御質問でございますが、
この件につきましては、1998 年ごろまでたく
さんの取水を行っていたと記憶しております。

それと、工業用水の値段の件でございますが、
ちょっと勉強不足で申しわけございません。

議長（成田政彦君） 白谷水道部長に言いますけ
ど、議員が言ったやつがすべて残って、資料、資
料で全部残るんですわ。答弁に対してちょっと注

意しときますよ。きちっと答えてくださいよ。すべて資料、資料で後に残りますから。松本議員。11番（松本雪美君） 今、答えていただいて、1998年ごろまでもっと多かったというふうなことですけれども、大体量と割合ですね。ちょっとその辺のところがわかればお答えいただきたいんですけれど。

議長（成田政彦君） しばらくそのままお待ちください。

白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 松本議員の御質問にお答えします。

金熊寺からの取水量だけの資料は持っておらないわけですが、自己水と府水の水量で御説明させていただきます。

平成8年度にしまして、自己水が322万、府水が513万。平成9年度では、自己水が302万、府水が541万。平成10年度、自己水327万、府水が869万。平成11年度で自己水が220万、府水が643万。この辺で大きく数字が変わっておりますので、この辺かなとは思いますが。

ちなみに、平成12年度では自己水が214万、府水が649万。13年度では自己水が246万、府水が614万。14年度では自己水が209万、府水が621万というような推移でございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第3、報告第8号 平成14年度泉南市土地開発公社経営状況について及び日程第4、報告第9号 平成15年度泉南市土地開発公社経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第8号及び第9号は、地方自治法243条の3第2項の規定に基づきこれを報告するものでございます。

それでは、まず報告第8号、平成14年度泉南市土地開発公社経営状況に関する主な内容について御説明申し上げます。

なお、この報告案件は去る5月26日に開催されました評議員会に報告し、また同日開催されました理事会で承認されましたことをまず御報告いたします。

本報告書につきましては、議案書65ページから73ページに記載しております。

それでは、まず71ページをお開き願います。事業収入7億3,858万7,528円は市等から買い戻しを受けた収入であり、その面積は1万7,026.1平方メートルであります。また、借入金及び事業外収入を合わせた収入合計額は9億5,190万5,973円であります。

次に、支出といたしましては、72ページに記載しておりますとおり、事業費の土地取得費は9,614万4,880円で、これは公共事業用地の先行取得に物件補償もあわせて行ったものであり、取得面積は124.76平方メートルであります。また、管理費、事業外支出、借入金償還金、予備費を合わせた支出合計額は10億357万684円となっております。

平成14年度土地保有高の詳細につきましては、73ページに記載しておりますとおり、14事業を合わせまして115億9,195万9,402円となっております。

以上が報告第8号の主な内容であります。

続きまして、報告第9号、平成15年度泉南市土地開発公社経営状況に関する主な内容について御説明申し上げます。

なお、この報告案件は平成15年度の事業計画予算及び資金計画に関するもので、去る3月31日に開催されました評議員会に報告し、同日理事会において承認されたものであります。

本報告書につきましては、議案書75ページから87ページに記載しております。それでは、主な内容について御説明させていただきます。

まず、79ページをお開き願います。収入支出予算の総額は6億8,738万1,000円、借入金の限度額は2億8,672万3,000円であります。

次に、議案書80ページをお開き願います。収

入につきましては、砂川樫井線ほか3事業に供する2万9,807.34平方メートルの買い戻しに係る公共用地売却収入として3億9,665万8,000円を計上し、その他借入金及び事業外収入を合わせて総額6億8,738万1,000円を計上しているものであります。

次に、議案書81ページをお開き願います。支出につきましては、砂川樫井線ほか1路線に供する663.1平方メートルの土地取得費として8,823万6,000円を計上し、その他管理費、事業外支出、借入金償還金及び予備費を合わせて総額6億8,738万1,000円を計上しているものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

議長（成田政彦君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 73ページの御説明もいただいたんですが、これを見ますと115億9,000万、これは開発公社、一般会計で債務負担行為をやっているわけですが、通常、債務負担行為というのは借金の先取りだと、先食いだと、こういうふうに言われているわけですね。その借金の中で支払利息が116億ほどのうちの23億3,000万、これだけを占めているわけですね。これまでの購入したけれどもなかなか事業化できない、一般会計で引き取ることができないと、こういうことでこれだけの借入金に、利息だけでも大変な利息に膨れ上がっているんですが、ちょっとちなみに、もう決算されているわけですから、14年度1年間でどれぐらいの支払利息になっているのか、その辺お示しをいただきたいと。

それで、私、先ほど塩漬け用地という言葉を使ったんですが、私は今回、開発公社に籍を置いておりませんので、評議員会での論議に参画しておりませんので、あえて聞かしていただきたいんですが、どうなんでしょうか、今当面、これだけの大変な量の借金の先取りを、借金の先食いをしているわけですが、これをどう解消していこうかというその方途について、基本的な立場を明らかにしていただきたい。

特に、塩漬け用地の解消については、全部とは

言いませんが、この73ページのいわゆる公社保有地のうちの大きなやつ、泉南中央公園用地、それから和泉砂川駅前周辺整備用地、それから本当はこの協会から公社に引き取って、ほんとに何十年という長きにわたって塩漬け用地になっているところも聞きたいんですが、時間の関係もありませんから、あえてこの2つの大きな24億980万、それから24億6,600万、この2つについてどういうふうに当面考えておられるのか、このことについてもお示しをいただきたい。

それから、高金利の借りかえ等について、これだけの支払い利息を見る限り、当然それも基本的な方針だろうというふうに思うんですが、このことについて具体的に銀行等との交渉をやっておられるのかどうか、これについてもお示しをいただきたい。

基本方針の中にそれが入っていないということであれば、また改めて聞きますが、基本方針を明らかにしていただくということと同時に、その具体化に向けてどういうふうに進められていくのか、その点についてお示しをいただきたい。

具体的に幾つか質問いたしましたので、それについてもお答えをいただきたいなと、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 池上土地開発公社事務局長。都市整備部参事兼土地開発公社事務局長（池上安夫君） 3点ほど質問がありましたので、順番にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、1点目の14年度の支払利息は幾らになったのかということですが、もう決算出ておりますので御報告いたしますと、1億7,540万9,356円ということになります。

それから、2点目の2カ所の先行取得用地のその後の対策等の話でございます。

まず1点目、これは中央公園の先買いたした分だと思ひます。中央公園につきましては、都市計画決定の変更があった分について用地の先行取得をしておるとのことでございます。公社といたしましてもいわゆる事業担当課等との事業化のめど等につきましては協議等もその都度その都度やっておるわけですが、今のところ具体の事業化のスケジュールにつきましては聞いておらない

と。

ただ、泉南市のみどりの基本計画の中にも当該公園は位置づけされておるといふに聞いておりますが、最終的には防災機能も有した基幹公園としての事業化に向けて検討をしておるといふに事業担当の方から聞いております。

それから、もう1点、砂川駅前の関係ですけども、これは我々の方で先行取得した土地を今管理しておるわけですけども、関係の事業の代替用地的な要素で先行取得をしておるといふことですけども、肝心のその事業の分が今一時中断しておるといふに聞いておりますので、公社といたしましてもいわゆる適正管理に努めるというような形で維持しておるといふような状況でございます。

それから、次にもう1点、銀行からの借り入れ分の利息の縮減等についてどのようなことをしてきたかというお話だったと思います。実際、14年度で取引銀行7行ございます。課題でございましたので、14年度の年度当初から継続的にほとんど1年間を通じて全行金利縮減交渉を行いました。結果といたしまして、1行は同年下半期より借入金利の0.2%の金利縮減、それから……（和氣 豊君）「幾らになったんや」と呼ぶ）額につきましては、その分に対応してる分とされてない分とかいろいろありまして、今ちょっと手持ちでお持ちしてないんですけど、先にパーセントだけで申し上げますと、下半期よりの1行につきましては0.2%の金利縮減をさしていただいたと。

あと、指定3行を除きまして、他の2行につきましては今年度より同じような形で0.2%の金利縮減をやってもらえることになっております。

それから、指定3行につきましては、もろもろいろいろございまして、ただいま金利縮減に向けて継続交渉中でございます。他のもう1行につきましては、これは額がしれておったんですけども、縮減交渉をやった過程の中で最終的に決裂ということになりまして、取引を断念したという銀行も1行ございます。

そういうことで、1年間を通じまして、全部一斉に年度当初から縮減交渉をやりまして、成果があったところもありますし、継続交渉になっておるところもあります。全体的には半分継続交渉で、

半分一部かち取ったかなというふうに思っております。

以上です。

議長（成田政彦君） 池上土地開発公社事務局長。都市整備部参事兼土地開発公社事務局長（池上安夫君） 答弁漏れがございました。失礼しました。

全体の公社の考えとしてどうかというふうな御質問だったと思います。

多額の保有量を有してることにつきましては、我々も十分認識をいたしておりまして、開発公社の基本的な考えにつきましては、本来公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づきまして、公共事業用地の先行取得を行い、当該事業の円滑化を図り、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することにございます。

したがって、このような事業展開の中で公社用地を取得、いわゆる買い戻しをしていただいて、公共施設整備を図っていくのが一般的な流れであると思っております。そのうち、公社保有地の処理の問題のうち、現在事業中のものにつきましては、これは計画的にいわゆる取得ですね。買い戻しをしていただけていきますので、事業の完了時点ではすべてを完了するというところで、これは終結していくということで特に問題はないかなと思っております。

次に、いろんな事情で長期保有地となっている土地の対策であります。

そこで、平成14年3月には当公社が抱えている種々の問題に対応することを目的としまして、土地開発公社の経営健全化指針を作成したものであります。この中で、特に用途不明確地の問題につきましては、新たな事業用地の位置づけまたは民間売却の推進等も検討していくということになっております。

しかしながら、長引く景気低迷、地価の下落等が進行する中で処理となりまして、なかなか計画どおり進まないことも事実でございます。いずれにしても、多額の保有量を抱える公社といたしましては、年次的な保有地の買い戻しの促進を基本としながら、今後も本指針に沿った中で問題等の改善のため最大の努力を行っていくという所存でございます。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 今、一番最後に言われた基本的に現在のこういう大変な保有高と、それから1年間で1億7,000万を超える金利が加算されてくる。こういう大変な公社会計の現状にかんがみ、基本的に本当にこれをどうしていくのかと。一般抽象的に聞いているのではなくて、私はやはりこの具体の20数億になんなんとする金利、あわせて膨れ上がったこの買い取りの時点で大変な価格に急増してきている泉南中央公園用地、和泉砂川駅周辺整備用地、これについてどうなのか具体にお示しをしていただきたい、こういうふうに聞いたんですね。抽象的に分けて話しされますと、これはもう漠然とした論議になってしまうんですよ。

こういう基本方針が本当にこの14年度、15年度でどう生かされてるのか。どう買い取りに向けて前進をしているのか、その努力がどうなっているのか、こういうことを具体的に聞かしていただかないと、私はよくわからないと。一般的な方針を聞いているのではないんですよ。具体的にその方針がどう実行されているのか、実行に向けて努力されているのか。これだけの大変な借金を抱えてるわけですから、それを聞いているんですね。

ちょっと理事長にお聞かせをいただきたいんですが、和泉砂川駅前のこの用地ですね。市長も今回、信達樽井線のこの事業を進めていく1つの利点として、公社の抱えてる塩漬け用地、長期保有地を解消する、これに府貸しなり、あるいは臨道債をうまく活用してやっていきたいんだということなんですが、それでこの和泉砂川の駅前の周辺用地ですね。駅前開発の周辺用地ですね。これ理事長ね、今、泉南市が計画をしておられます駅広を含めたバリアフリー計画ですね。この中でいわば都市計画決定を打って、そういう事業を進めていかれるわけですが、その中で25億近いこの事業費のうち、それでどの程度解消されるんでしょうか。

それと、あなたがいつも言われております財政健全化計画ですね。この中でどの程度 説明いただかなかったんで、私もう時間の関係もありま

すからあえてお聞きをいたしますが、財政健全化計画、18年度までのこの計画の中へ塩漬け用地の解消、長期保有地の解消、この2点のみに限って ほかにあればおっしゃっていただいたら結構ですよ。

これの解消、18年ですからね。6、7、8、ことし入れたら4年間あるんですよ、あとね。始まったばかりですよ、14年からね。この向こう4年間の間にどの程度借金返しをするため 借金返しと言うたら語弊ありますね。それが目的じゃない。いわゆる事業をしていく。これがおのずから借金返しにもなっていくわけですが、事業をしていく、この大変な財政状態を解消していく、そのための事業化、これをどの程度考えておられるんですか。その辺お聞かせをいただきます。

議長（成田政彦君） 池上土地開発公社事務局長。都市整備部参事兼土地開発公社事務局長（池上安夫君） 駅前の関係のバリアフリー等の御質問につきまして、私の方から御答弁させていただきます。

砂川駅前関係で何カ所も先買い用地、公社の方で管理いたしております。ただ、和気議員御質問のありましたバリアフリー等の問題につきましても、今後いわゆる都市計画法に基づく都市計画決定等がなされて中身が決まっていくというふうなことでございますので、具体的にそれがされることによってどれだけになるかということにつきましては、今のところまだ積算できていないというふうな状況でございます。

よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 公社の保有地について、財政健全化計画の期間中にどれだけのものが解消ができるのかということでございますけども、現在見通しとして持っておりますのは、73ページの明細表の中で砂川樽井線用地、それから信達樽井線用地のうち17億程度、それから10番の道路新設改良用地、それから11番の泉南市農業公園整備用地、そういったものについては健全化期間中に解消ができるものというふうに考えてございます。

〔和気 豊君「理事長として、もっと基本的な

やつを答えてもらわな。基本的なやつ全然出てない」と呼ぶ)

議長(成田政彦君) 和気議員。

19番(和気 豊君) ならみ合いに負けました。私は、先ほど2回同じ質問をしている。3回目になるんですが、私はこの大変な財政事情を踏まえて、どう問題点を整理し、その問題点の解消に向けて努力をしていくのか。そういう目標とその具体的な努力の足跡を見させていただきたいと、こういうふうをお願いをしたんです。

これは規範にかかわる問題ですから、当然理事長である助役からお話がいただけるだろうというふうに思っておったんですが、結局ないというふうに理解を 賢明な助役ですから、私の質問の意味ぐらいは十分に理解をしておられるというふうに思うんですが、結局答弁がないということでは、そういう方針を持ち得ないと、持っていないと、こういうことで、一番肝心の中央公園と砂川駅前については それと、もう都市計画決定を、これは市長いつでしたかな。16年ですか。都市計画審議会にかけて、16年ですね。その16年に都市計画決定を打つと。もうこういう時期に来てるんですよ。

基本的には、本当に一番塩漬け用地で問題になっている砂川駅前の解消も含めて、信達樽井線、去年都市計画決定打ってるんですよ。その前にもう砂川駅前については早くから、凍結に入る前からいうと、もう60年の初めぐらいから空港の玄関口にふさわしい駅前やということで、60年当初からダーッと計画を打ってるんです。

この問題について、凍結し、計画変更になったとはいえ、どの部分を利用して、活用して駅広なりやるんだと。そのためには、そのこととあわせてどの部分の塩漬け用地の解消を図るのか、これぐらいはちょっとはっきりしてもらわないとね。

これから都市計画決定打ちますと、そういうずさんな、この現状を見れば、当然まちづくりの方針にはそういう市民の利便性を図るということと同時に、市民に大きな負担をかけない、後年度の借金負担をかけない、こういうことで当然この塩漬け用地の解消ということが、長期保有地の解消ということが日程に上っていなければならない。

常にそれが頭の中になければいけない。これから考えるという問題じゃないですよ。16年にはもう既に都市計画決定を打つというんやから、これはひとつ大体どれぐらいの解消率になるのか、ちょっとお教えいただきたいと思うんですが。

ちょっと言えば、私は砂川へのアクセス道路 このために買うてますわな。買うてますわね。それと、いわゆる代替用地のために購入した土地ありますね。それぐらいで、今あの携帯電話の出店になっているあの裏側に用地をかうてる、あれぐらいじゃないですか、これにかかわってくるのは。ほとんどこれ塩漬け用地の解消にならないんじゃないんですか、駅前整備考えても。

本当にこの現状を踏まえた基本的な方針というのを持っていない。向こう4年間のこの計画の中でも、この2つについては全く日程に上っていない。解消の方針の中で位置づけもしていない。これでは、借金の先送りを19年以降にどんどん持ち込んでいく。やるべき事業を先送りして、後年度負担をどんどんふやしていく。そして、合併に逃げ込んでいくと。私はもうそうとしかとれないんですよ。

ちなみに、阪南市の開発公社の保有高は20億台ですよ。泉南市は6倍ある、ほぼ同じぐらいの人口で。人口比で直したら一番最高ですよ。その解消を基本的に常に日程に入れながらまちづくりしない。どこを見て事業を考えてるんや。借金をふやすだけが能じゃないですよ。これでまだ65億の事業をやるというんやから、そんなもん一体泉南市の財政をどう考えてるんや、と私は言いたくなるんですが、その辺はひとつ明確に答弁をいただきたい。

議長(成田政彦君) 神田助役。

助役(神田経治君) まず、和気議員からの公社の解消をどうしていくのかということでございますけども、これについては当然公社といたしましては、市の方からの依頼に基づいて一定保有をしてるものでございますから、まず基本的に公社といたしましては、市の方でできるだけ早期に事業化を図ってほしいというお話しをしております。昨年来から関係部局を集めまして、トータルとしてどんな解消方法があるのか、事業化方法がある

のかということについて、真剣に議論をすることでございます。

あと、今おっしゃいました具体の事業化の部分については、泉南市の方から市長がお答えさせていただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 73ページの表をごらんいただいているかというふうに思いますが、この中で一番大きいのが信達樽井線でございますので、これは今回補正予算にも上げさせていただいておりますが、事業化をするということで約21億のうち17億ぐらい買い戻しができるとことでございますから、最大の債務をいたしております路線については、回転がきいていくというふうに考えております。

それと、中央公園でございますけれども、これは防災基幹公園というような位置づけもしておりますけれども、なかなか事業化というのは厳しゅうございます。一挙にすべてというわけにもまいりませんけれども、2つの池を挟んでおりますので、当面この先行取得した部分、本田池、信達樽井線から大阪側の部分をまず第1期として事業計画を立てていただくわけでございます。

ただ、そのタイミングといたしましては、今回みどりの基本計画をつくりましたけれども、まずその中に明確に位置づけするというのと、それからいつということについては、1つのきっかけ、機を見ないといけないというふうに思いますが、例えば何々記念事業とか、そういう形も将来あるかもわかりませんので、そういうときにうまく乗っかるような形ということも考えていきたいと思っております。

それから、砂川駅前につきましては、今回信達樽井との関連で、和泉砂川駅前停車場線、これは府道でございますので、これの整備を府の方をお願いしているわけございまして、そうなりますと、当然その物件がかかってくるということになりますので、ちょうど基礎ぐらいがかかるということでございますから、それが両側にバックしていくということになりまして、今御指摘ありました昔の映画館というんですか、そのあたりはまさにその用地になってくるのかなというふうには思いま

す。

ただ、それだけということではなくて、それがまだかなり後ろに一団の土地としてありますので、うまく活用できる機会になってくればということで、大阪府に対しまして、既にこの路線の部分については市の開発公社で保有してる土地もあるので、その物件にかかる方々の代替地として、ため地としてはあるんだということを既に申し上げております。

バリアフリー化によって都市計画変更を一部やりませうけれども、その中では一方で駅前広場については新たに確保しなければいけないというようなところもございませうけれども、できるだけ公社の持ってる土地を代替土地という形で解消をしていけるように努めていきたいというふうに考えてるところでございます。そういう意味では今回信達樽井がそういう駅前の府道の整備ということからも見まして、1つのきっかけになるのではないかなということでございませうので、できるだけ府に対しまして早期に拡幅整備をいただくように改めてお願いもしていきたいと、こういうふうに思っております。

議長（成田政彦君） ほかにございませうか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本件2件の報告を終わります。

次に、日程第5、議案第1号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第1号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書89ページをお開き願います。雇用保険制度については、長期化する厳しい雇用情勢の中、経済、社会の変化や働き方の多様化に対応し、再就職支援の役割を安定的に果たしていくため、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成15年4

月30日に公布、同年5月1日から施行されるところであります。その雇用保険法等の一部を改正する法律の附則において、国家公務員退職手当法の一部改正が行われ、退職手当の支給についても国に準じた制度運用を行っていることから、本市関係条例においても同様の措置を講じるため、本条例を提案するものであります。

改正の内容につきましては、議案書91ページから93ページを御参照願います。

本条例は、6カ月以上勤務した職員が退職後に失業している場合、支給された退職手当の額が失業している間雇用保険法が適用された場合に支給される給付額より少ない場合に、その差額を支給する失業者の退職手当に関する規定中において、雇用保険法の改正による手当の給付率、給付額及び給付日数の変更、並びに就業手当の創設等に伴い、所要の改正を行うものであります。

附則につきましては、雇用保険法の一部を改正する法律が既に平成15年5月1日から施行されておりますが、本条例改正の適用につきましては、今回の改正が退職者に不利に作用する部分については遡及適用を行わないこととし、また有利に作用する部分については、雇用保険法の改正時に遡及して適用することなどについて定めたものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） これは、具体にはどういふときにこういう状態が生じるんでしょうか。

それと、例えば退職してから後で雇用保険をもらって、その差額が少ないと気づくわけですが、こういう場合に手続的にはみずから申請すると、こういうことになるんでしょうか。その申請の仕方、手続等ですね。どういふふうはこの条例の中にうたわれているのか。ちょっと具体的な問題を想定して、ひとつわかりやすく御説明をいただきたいなと、どういふふうに思います。

議長（成田政彦君） 島原人事課長。 総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功

明君） 和気議員の御質問、2点ほどありましたので、お答えいたします。

まず、具体的な例ですけど、通常国家公務員、地方公務員につきましては、雇用の安定が確保されるという形でありますので、一応雇用保険には入らないということとなっております。これは特例といたしまして、若干勤続年数が短い、退職の関係でも3条、4条、5条と、普通退職、公務外死亡とか定年退職というのがございます。その中でも該当するのが普通退職 1年ないし2年、3年ぐらいの方については若干退職の割合が低くなっておりますので、その方が対象になります。

それと、申し込みというんですか、につきましては、国家公務員については公共職業安定所から出ます。地方公務員につきましては、退職時の失業状況の中で本人からの申請に基づいて出てきますので、本人から出なかった場合はちょっとつかみどころがないので、今までの例としてはまだ1例もございません。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時45分まで休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時47分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第2号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第3号 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。助役（神田経治君）ただいま一括上程されました議案第2号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第3号、泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、議案第2号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書95ページをお開き願います。平成15年度税制改正に伴います地方税法等の関係法令等が平成15年3月31日に公布されましたが、そのうち同年7月1日以降に施行されるたばこ税の増税等の税制改正に伴い、本市関係条例においても所要の措置を講ずる必要があることから、本条例を提案するものであります。

議案書97ページから106ページを御参照願います。まず、金融証券税制についてであります。株式配当または株式譲渡所得については申告制を基本としておりましたが、これを源泉徴収することにより、株式投資が預貯金並みに行えることで、貯蓄から投資への切りかえを促そうとするものであります。

株式配当所得につきましては、原則として申告制総合課税で平成15年4月から申告不要の所得税のみ源泉徴収が10%となっていました。平成16年1月から平成20年3月までの間、税率は10%そのままですが、所得税7%、住民税3%として5年間の税額軽減措置をとり、平成20年4月から20%の源泉徴収とするものであります。

株式譲渡所得につきましては、源泉分離課税または申告分離課税26%であったものが、平成15年1月より所得税のみ源泉徴収7%、住民税は証券会社の取引証明により市で3%の賦課決定をするようになっておりますところ、これを平成16年1月から平成19年12月までの間、所得税、住民税合わせて10%の源泉徴収とし、平成20年1月から20%の源泉徴収とするものであります。

公募株式投資信託につきましては、源泉分離課

税20%で、償還損分の通算は不可とされていましたが、平成16年1月から平成20年3月までの間は源泉徴収10%とし、平成20年4月から源泉徴収20%、償還損と株式譲渡益の通算を可とするものであります。

次に、自動車税についてであります。軽自動車の登録変更等の申告書の様式は、各市町村の条例によって規定されておりましたが、今回地方税法に規定することによりまして様式を全国統一にしようとするもので、平成16年4月より実施しようとするものであります。

続きまして、たばこ税についてであります。平成15年7月1日よりたばこ税の引き上げが予定されておりますが、本市のたばこ税も旧3級品を除き1,000本につき309円の引き上げを実施しようとするものであります。また、緑資源公団が平成15年10月1日より独立行政法人緑資源機構となりますので、これに合わせて引用部分を改正するものであります。

次に、議案第3号、泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書107ページをお開き願います。平成15年度税制改正に伴います地方税法等の一部を改正する法律が平成15年3月31日に公布され、うち同年10月1日に施行される部分の規定を引用する箇所について所要の改正を行うため、本条例を提案するものであります。

109ページをお開き願います。平成15年税制改正におきまして、社会保険診療報酬支払基金が平成15年10月1日以降に所有し、かつ使用する事務所、倉庫の課税標準額を6分の1とする規定が地方税法に追加されましたので、本市条例にも反映する必要から改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（成田政彦君）これより一括して質疑を行います。質疑ありませんか。上山議員。

10番（上山 忠君）ちょっとお尋ねしますけれども、この軽自動車税の申告書の様式について全国統一されるということで、この申告用紙を統一

する目的ですね。どういう目的で統一されるのか。統一されたとしたら、泉南市にどのようなメリットが発生するのか。

それと、たばこ税率ですけども、7月1日から上がるわけなんですけども、私も1日2箱吸ってるんでかなり負担が増加してくるんですけども、平成14年度のたばこ消費税は幾らであったのか。それと、今回この7月から値上げすることによってどれだけの増税になるのかということをお示しいただきます。

それと、この議案第3号ですけども、社会保険診療報酬支払基金が平成15年10月1日以降に所有し、かつ使用する事務所、倉庫の課税標準額をという項目になつとるんですけども、泉南市内に対象になる施設があるのかどうか。

以上、3点お願いします。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 上山議員の御質問にお答えいたします。

まず、軽自動車税の用紙の統一の理由でございますが、各市町村の条例によって規定されておまして、実際に他市町村から泉南市、あるいは泉南市から他市町村へ行かれる場合、様式が全く異なる様式で、その同じ様式をもってトラブルがよくございました。特に、他府県に行かれる場合、全く違った様式とかになっておまして、その辺でトラブルがございましたので、それを解消するという意味から統一するものでございます。

それから、たばこ税でございますが、たばこ税の引き上げですけども、以前、改正前のたばこ税1,000本につき2,668円でございます。改正後2,977円、これが市のたばこ税の分でございます。

それと、14年度のたばこ税の税込でございますが、3億4,800万円でございます。

それから、都市計画税の税制改正についてでございますけども、これにつきましての対象となる社会保険診療報酬支払基金の所有する事務所、倉庫は当市にはございません。

失礼しました。答弁漏れがございましたので...。15年7月に増税した後の増収額でございますが、7月1日の引き上げでございますので、8

月以後にこのたばこ税の引き上げ分が収入になります。8カ月分で約2,740万円の増収を見込んでおります。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） この軽自動車税の申告書の目的では、全国統一することにより、他府県に移動したときのトラブルが減少できるということですね。これによる軽自動車税の滞納はどの程度になつてるのか。

それと、これをやることによって他府県に移動した人の追跡がより可能になってくるのか。今までの答弁では、他府県に移った場合、追跡調査ができづらいというふうな答弁を以前に聞いたことがあるんですよ。そやから、これをやることによって、今後そういう軽自動車税を払わなくて、他府県に移動されてる方の追跡がより容易になってくるんですかね。

それと、たばこ税につきましても、これ平成14年度3億4,800万という貴重な収入ですわね。徴税義務、徴税努力は全然要らんと、黙ってても入ってくる税金ですわね。たばこは健康に悪いということで全国的な動きになつとるんですけどね。やはり市の財政からいうと、貴重な財源ですわね。

そやから、2,740万ふえるということで、今後これは値上げによる減収部分も多少予想はされると思うんですけど、こういう貴重な、収税費用が全然かからないような財源は、大事にしていかなとあかんかなと思うんですけども。

先ほどの滞納の件のやつでちょっと御答弁いただきます。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） まず、軽自動車税の滞納でございますが、平成14年度で570万となっております。そして、今回様式が改正されてるわけなんですけど、追跡とかその辺については、様式を見た限り変更されてる箇所が、追跡については従来どおりちょっと難しいといいますが、従来と余り変わらないとは思いますが、ただ記入の変更した点の追加部分とかございます。例えば、所有の形態とかが追加されてます。そして、譲渡され

た方とか販売所の証明書をとるといふ部分が追加されてます。

それと、申告の理由欄なんですけど、これまで横書きであったのが縦書きになってます。そして、申告されたその変更の理由欄についてはまた追加されておりまして、一見して従来分と比べますと記入しやすいんじゃないかなと感じております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） ただいまの御答弁で、平成14年度軽自動車税滞納額570万。金額的に大きいか少ないかは別として、やはりここにも滞納があるわけなんですかね。そして、軽自動車税なんか、結局人が移動する、所有者が移動したり、それから人に売った場合、これは結局ほとんどもう不納欠損になってしまう率が高いんでしょう、これは。滞納の場合ね。

そやから、そういうことも踏まえて、先ほど申しましたような形でこういう全国統一にするのであれば、そういう問題点もあるんやから、そういう問題点もある程度加味しながら変更する方が、実際の事務処理の上でもうんと楽になってくると思うんですけどね。

今までその申告書の中でこの人払ってないと、住所探したらもうどっか行ってしもわからんというような形の中で、もう不納欠損に陥ってる場合が多々あると思うんですよ、今までの答弁お聞きしてますと。そういうことを考えると、やはりせっかく様式を統一するのであれば、その辺ぐらいの追跡調査ができるような形の様式にせんと僕はいかんのじゃないかと思うんですけどね。その辺はどういう御見解か。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 様式の変更に関してですが、今回先ほど課長の方からも御説明ありましたように、トラブルが多かったということで、それで各都道府県、転勤とか住所を変われた場合来て、トラブルが発生した、その解消になるのじゃないかということだと思います。

もう一つ、私ちょっと、記入しやすいとか追加された部分があるということで、ある面では譲渡者とかあるいは販売者、そのような証明欄という

のも追加されておりますので、その部分からもある程度追跡は可能になるんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 私、助役さんの答弁を聞いておりまして、ちょっと不親切だなというふう思うんですが、ここは泉南市議会ですよ。住民税と言われましても広うござんす 広うござんすいうて、府税と市民税とあるわけですよ。それで市税にかかわる部分についてどうなのかと。住民税といいますと府税も入りますからね。ちょっとその辺は不親切ではないかというふうに思います。

住民税3%になるんですよ。従来は幾らであったものが幾らになり、そしてその内訳ですね。もう全部泉南市に市税として入ってくるのであればいいですよ。府税と市税の使い分けがあるのであれば、それはどのぐらいになって、どうなるのかと。そして、今の不景気の時代ですから、なかなか株なんていうのはどんどん下がってきてますし、ほとんどころを見て手放す御家庭が多いんじゃないかと、個人株主についてはね。

そういうふう思うんですが、きのう、きょうと株主総会が開かれておりまして、いろいろと個人の方らしい方も多数NTTなんかの株主総会には参加しておられるように見られるんですが、大体、泉南市でこの変更によってどのぐらいの財源、税の減収になるのかですね。それから、株式譲渡所得についてもどうかと、こういう点ですね。お示しをいただきたいなというふうに思います。

それと、ちょっときのうですか、経済財政諮問会議が決定を出しまして、例の小泉さんの三位一体説というのが具体化されたんですが、その中にはかねがね地方自治体の首長さんから要請をされておりました税源移譲の問題も加味されてるんですが、中身を見ますと、例えば国庫補助金4兆円を削って、そのうちの8割を税源移譲をすると、こんな中身になっとるんですよ。差し引き2割マイナスと。

それと、地方交付税の見直しと。これは、見直しというのはいいんですが、實際上、今の

地方交付税、地方財政計画を見れば、實際上23兆円入ってこなければならぬ交付税が12兆円ぐらい、半分程度に、半分ちょっと上まわる程度になっている。その分は臨時特例債で、借金を認めてやるということで、借金で穴埋めしてくれるわけですね。後年度、それは返済したときに交付税措置で面倒を見るということなんですが、そういう方向で実際税源不足から、どんどん悪い方向へ見直しがされている。

合併もしかりなんですよ。合併して、15年後には段階補正をなくして、交付税を大きな単一の自治体並みに減らしてくる、こういう方向なんですよ。

それなら、この諮問会議は、小泉さんの言われるように、聞こえはいいんですが、結局地方自治体には非常に厳しいしわ寄せをしてくと。私は、今回のこの条例改正も、結局ていどいいという地方に対する国の財政措置を悪くしていく先取りだろうと、こういうふうに見るんですが、それはうがった見方なのかどうかですね。

この辺は市長に具体的に聞きたいんですが、こういう地方の財政を逼迫する施策をどんどん打ち出してきている。そういうことに対して、市長会とか、あるいは市長単独でもいいんですが、どういうふうな物の言い方を 以前、市長は国に対してみずからメールを送られて、抗議なり物言いをされたことがあるんですが、そういうことを今回のこういう基本的に税が削減されてくるという、今まで入ってきたお金が入ってなくなる、国庫補助金の大幅削減、こういう問題についてどういうふうな見方をし、これに対してどういうふうな物の言い方をされてるのか、具体的にあればお聞かせをいただきたいと。

府に対しては、市長、非常に府とはほんとに一体の、府にとっては非常に一心同体ですか、そういう態度をとられてるんですが、国については、やはりなかなか一心同体とは言ってほしくないなと、こういうふうに思うんですが、現実にはそうはなってない、物を言ってるんだということであれば、ひとつお示しもいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど上山さんの質問に支払基金が

保有している物件についてはあると言われたんですか。ちょっと私 ないんですね。ないのに、これを条例にうたうというのは、これはちょっとその辺のあやちについて、ちょっと私、今までこういう適用事例がないのに条例改正をされるというのは、今後のためになのか。そういう必要性があるのであれば、我々も甘んじて論議したいんですが、余りこれ論議する必要ない、条例改正する必要ないのに、なぜこういうことをされるのか。過去の事例なんかも含めて、今までもこういう措置はとってきてるんだと。私、ことし30年表彰を受けたんですが、その間でちょっと記憶にないもんですから、お教えをいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、今回政府の方で行われました三位一体改革について御答弁申し上げます。

御承知のように、三位一体改革 補助金の見直し、それと税源移譲、そして交付税制度の見直しと、これが三位一体ということでございます。その中で、特に補助金を削減して、その財源を税源移譲で地方にという精神については、我々は可としております。というのは、補助金というのはどうしてもひもつきになりますんで、そうじゃなくて自由に使える税源の方で移譲してくれというのはもともと saying いたことでございます。

ただ、先般の三位一体改革の首相裁定におきましては、披瀝ありましたように、公共事業で4兆円減、それとそれに見合う税源移譲については、義務的経費については一応10割見ますよということなんですが、それ以外のものについては8割という 財務省は7割と言っておったんですが、首相裁定で8割という形になったわけでございます。すけども、我々としては大変不満でございます。

特に、この6月の12日に東京で全国市長会がございまして、その中で緊急決議ということで、この三位一体改革について全国市長会として、国の方に緊急に決議を上げて要望したという経緯がございまして。それは、三位一体改革そのものは否定しないけれども、特に税源移譲の問題を先送りするなということと、それから補助金削減に見合

う財源については、税源移譲の中で必ず確保しなさいということをして全会一致で決議をいたしまして、首相初め関係閣僚に緊急要望したということがございます。

そういうことがつい先日ございましたので、今のところ私個人的には個人といいますか、単独ではそういうような行動はまだいたしておりませんけれども、今回明らかになった内容については、我々としても当然不満という部分がございますので、国に対して、特に首相に対して、しっかりと物を言っていきたいと、このように思っております。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 和気議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民税の内訳でございますが、株式配当所得につきましては、従前は申告制の総合課税でございますので、一応源泉徴収20%という形でされておったのですが、これを申告されますと、ほかの所得と合算で課税になりますので、所得に応じて税率が変わってまいります。それが15年の4月から源泉徴収10%、これは所得税のみの源泉徴収に変わっております。それと、16年からはつきましては所得税7%、住民税3%ですが、この内訳としまして、市税が2%、府が1%になっております。

それから、平成20年4月以後ですけれども、源泉徴収20%の内訳ですが、所得税15%、住民税5%のうち、市が3.4%、府が1.6%になっております。これによる影響額でございますが、先ほど申しましたように、これは総合課税でございますので、所得に応じて変わってまいります。14年の株式配当所得、市全体で約8,670万円の申告がございました。これに対して平均税率として8%市税の税率を掛けますと、約690万円の市税収入があるわけでございます。それが16年から市税分2%になりますので約170万円になり、420万円の減収となると思われま。

それから、株式譲渡所得でございますが、これも分離課税26%、これは所得税が20%で、住民税6%のうち市税が4%、府税が2%でございます。これが15年1月からは所得税7%、住

民税が3%。内訳としまして、市税が2%、府税が1%でございます。16年1月から19年2月までも、これは全体が特定口座による源泉徴収となりまして、率は先ほど言いました7%、3%。内訳として、市が2、府が1というのは変わりません。20年の1月からは、源泉徴収20%。内訳としまして、所得税が15%、住民税5%。内訳が市税が3.4%、府税が1.6%でございます。

それから、公募株式投資信託ですが、これにつきましては、利子並み課税ということで利子と同様の20%の源泉徴収がされております。これが16年1月から20年3月までにつきましては源泉徴収10%、これが所得税7%と住民税3%。その3%の内訳ですが、市が2%で府が1%になっております。それが20年の4月以後につきましては源泉徴収20%で、所得税が15%、住民税5%の内訳としまして、市税が3.4%、府が1.6%というふうになっております。

それと、株式譲渡所得につきましても影響額でございますが、これも市全体の株式譲渡所得の14年の申告額が約1億90万円でございます。現在、今までの株式譲渡所得の場合、市税分4%です。約400万円の市税収入がございましたが、15年以後はこれが税率2%になりますので、ちょうどその半額、約200万円の減収となると思われま。

それと、公募株式、投資信託につきましても影響額ですが、利子並み課税がされておる関係で、利子割の交付金の中に含まれておまして、ちょっと税額としての推計はいたしかねま。

それから、社会保険診療報酬支払基金の存在ですが、今現在のところこの社会保険診療報酬支払基金の所有する事務所、倉庫等はございませんが、いつかできる可能性があるということを踏まえまして、地方税法と同様に改正さしていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） ほんとにこれ、たしか最近幾つか、こういう税法改正によって、税関連法の改正によって、市への税収がほんとに国で我々の送った代表が十分我々の立場に立って、市の立場に立って、地方自治、それを運営する財源を確

保するという立場で動いてくれはったらいいんですが、なかなかそうはなっていない。我々の目に見えないところでどんどん税収減の法改悪が起きているという、こういう現実ですね。

例えば、株式配当所得では520万円減、それから株式譲渡所得では200万円の減と。両方合わせて720万円の減と。これが20年の3月31日までの、そういう額だというふうに承ったんですが、20年4月以降はどの程度になるのか。さらに悪くなるのかどうかですね。2段階の改正になっておりますからね。その辺で少しお教をいただきたいなというふうに思うんです。

これが国の地方自治体に対する施策なんですよ。税源移譲、移譲と言いながらなかなかやらずに、一方では税の減収をどんどん先取りしていく。こういうふうな抜本的な法改正の前に小刻みにこういうことをやってくるという、これはほんとに我々地方自治に携わる者としては許せないような、こういうことが結局、一方で構造改革の名のもとに中小企業つぶしもやると。ほんとに地方自治体や、あるいは中小企業の皆さん、そしてわずかな余剰貯金をこういう株式に充てておられる皆さんはいいんですが、やっぱり大きな株を持っておられる富裕な方たちには減税をします。

法人税の減税が18兆円あったのが9兆円に下がったように、結局もうかっている大きな企業が支払う法人税を半減すると、こういう方向で、政治が本当に地方自治を軽んずる、その中で生活している住民を軽んずるという方向でどんどん悪くなってきていると。

市長は、この点ではいみじくも私と意見が一致して、これについては個人的にも物を言っていくと、こういうことを言われたんで、これはもう最近になく言葉を改めます。すみません。市長、ほんとにこの点では了としたいと思いますので、今後そういう地方自治を守る、それを運営する税源をきっちり確保する、財源を確保するという立場で物を言っていくということで、この姿勢があるのに、合併問題をすぐに旗を振られるのはどうかというように思うんですが、ちょっとつろくしないなというふうに思うんですが、まあそれはそれとして、竹中さん、ちょっと20年の4月1

日から以降の2段階の、これはよくなるのか、悪くなるのか。そして、できれば数字をつかんでおられれば、具体にお示しをいただけたらというふうに思うんですが。市長は御答弁結構です。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 和気議員の御質問にお答えいたします。

先ほど私ちょっと数字間違えて答弁してしまいましたので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。16年以後、170万円にこれは株式配当所得についてでございますが、170万円になるんですが、これ690万円から170万円引きますと、先ほど420と言いましたけど、520でございます。（和気 豊君「僕は訂正して言いました」と呼ぶ）ありがとうございます。

これ、20年以後は株式配当の税率が低くなりますので、当然皆さん株式の投資というのが進んでくるだろうとは思いますが、それがなかったとして、今の状態で推移したとして、170万円が約300万円になります。

それと、株式譲渡所得でございますが、率が2%から3.4%に上がりますので、先ほど400万円の税収が200万円に減額になると申し上げましたけども、20年以後は340万円程度になると思われま。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 非常にいい勉強をさせていただきました。ありがとうございます。先ほども質問なのか意見なのかかわからないようなことを申し上げましたが、こういう税改正については、よく眉につばしながら泉南市政への影響、市財政への影響、そしてそのことによる減収による市民への影響、暮らしに対する影響なんかをよく考えながら、いわゆる法改正、それを受けた政令改正に伴うやむを得ない条例改正になっているとは思いますが、その辺は機会を持って物を言う。できれば収税課長会議なんかでもしっかりと物を言っていたきたいと、事務レベルでも物を言っていたきたいと、こういうことをお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 二、三点お伺いをいたしたいと思います。

このたばこの許認可の問題ですけれども、市民の方から相当数相談を受けておるわけですが、昔ですと専売公社の方に申請をして許認可を得ると、こういうことになっておったと思うんですが、規制緩和によって、たばこ店をやりたいという場合は、どういう手順、手続をとったらいいのかですね。一説によりますと、岸和田の方で何か受け付けてるという情報も入ってるんですけども、ちょっと教えていただきたい。ちょっと市民にお答えできなかったんで、そういうことをお伺いいたします。

それと、自動販売機ですね。それと、直接たばこを販売する店とのかかわり合いですが、これはどういうことになってるのかですね。この相関関係についてもお答えをいただきたいと思います。

それと、売上税にかかわる税の積算根拠なんですけれども、これはなんですか、あくまでも個人なり商店から、たばこ店から申告があって、その申告に基づいての税の課税ということだと思んですが、別の方法をとっておれば、別の積算基準があれば、どんなのか教えていただきたいと思います。

それから、先ほど僕ちょっと出たり入ったりしておりましたんですが、うちの上山議員の方からご質問があった軽自動車税の年間総額ですね。重複してるかもわかりませんが、できればお答えをいただきたい。この税の改正によってどれだけの増税になるのかを含めてお伺いをします。

それから、都市計画税の問題ですが、別冊と書いてるのがちょっとどこへ挟み込んだかわからないんですが、本来、御存じのように都市計画法に基づいた形で都市計画税は流用されるわけですが、ずっとずっと昔は、都市計画税の6割、7割が一般財源の中で使われておったと。そういうことで、私も随分大阪府の総務課と協議を、話をしたこともありますが、現在ではほとんど100%都市計画税は都市計画の中に流用されるというふうに思いますが、予算書を見ればすぐわかる

はずですが、年間都市計画税として大体どれくらいなのか。

それから、都市計画事業の問題であります、これはもちろん道路の都市計画道路、あるいは下水道も含むと思うんですけども、その他あればお答えを願いたいと思います。

したがって、年間総額のうち、これは都市計画税だけで処理なされているのかどうかです。一般財源からは入れてないのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

以上、お答え願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 島原議員の御質問にお答えいたします。

たばこ店の開店等の取り扱いにつきましては、ちょっと私ども存じ上げておりませんので、また調べて、なんでしたら御連絡させていただきます。

それから、たばこ税の収納方法でございますが、各たばこ店から収入するのではございません。たばこ店に卸してる卸店ですね。卸店の方から申告をいただいて納税していただいております。

それから、都市計画税でございますが、ことしの予算では約9億600万円が都市計画税として予算計上させていただいております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 南財務部次長。

財務部次長兼納税課長（南 省市君） 私の方から、軽自動車税の課税額ということでお答えさせていただきます。

14年度ベースでございますが、8,100万でございます。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 1点答弁漏れがございましたので、もう一度説明させていただきます。

先ほどのたばこ税の税収増の金額でございますが、今年度7月以後の引き上げによりまして、15年度収入として約2,740万円の増を見込んでおります。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 都市計画税、今年度9

億余りあるわけなんです、これが何へ充当されるかという御質問だったと思うんですが、一応道路関係、街路道路ですね。そして下水道、そして下水道の起債に伴います償還の財源に充てております。それで9億円以上、100%以上を充当してというような現状でございます。よろしくをお願いします。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） たばこ店の申告なり届け出、開業したいと、あるいは企業家としてたばこ店をやりたいと、こういうような方もおると思いますけれども、今まで市の方には御相談はなかったんですかな。

私も過去非常に難しい審査の中で、信達の方で現在もたばこ店をしておりますけれども、ほんともう2カ月も3カ月もかかって苦労して、やっと販売店という許可がおりたと、こういうことの話聞いて記憶してるんですが、先ほど申し上げましたように、今回の場合は、規制緩和の中で一々そんなことをしなくても、一定の届け出をすれば事前に書類審査をして許可がおりるといふようなことを聞いてるんですけども、本市の場合は全然そういう認識がないわけですか。

全然わからないとおっしゃったんですけども、できればこういうことも、やっぱり6万6,000の市民の中には今申し上げましたようなこんな不況の中で何かしたいなと。リストラで会社をやめて、例えば障害のある方でもこうした商売を試みたいということも市民の中にはいらっしゃると思うんですよ。私のところには四、五人来ておるんですけども、私も長い間そんな仕事に携わったことありませんから、一回市役所で聞いてみますわという御返事をしてるんですわ。

大変難しい、困難な仕事だと思んですけども、一回そこらあたりを旧の専売公社というんですか、確認をしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。これをお答え願いたいと思います。

それから、都市計画税の問題ですけれども、今おっしゃった大体年間4億から5億あると、こういうことですが、これはほとんど下水、道路ということで、私の申し上げましたのは、一般財源か

らの繰り入れというのはやってるのかやってないのかですね。ちょっとそこらあたりを教えていただきたいと思うんです。

それと、先ほどどなたかの答弁に市長、三位一体というような感じでいろいろな財源、地方の財源についての移譲についての話し合いをしてると、こういうことですが、将来的にはこの都市計画税、いわゆる目的税ということだけではなしに、全体の財政として流用できるという話もちろほらあるようですけども、例えば道路譲与税なんかは、これは道路だけだという制限があるんですけども、国の方ではこれは一般財源に使うてもよろしいと、必要などこへ使いなはれというふうな意見もあるようですが、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最後の部分についてお答え申し上げます。

今回の三位一体改革につきましては、さっきも言いましたように補助金の削減、そのかわりに税源移譲する、そして地方交付税の見直しといたしますか、それが三位一体ということございまして、特につい最近までは、その三位一体改革の中の税源移譲の部分が先送りされるのではないかという非常に強い、そういう動きがありましたものですから、それはまかりならんということで、一体改革の中できちりと位置づけして、しかも補助金で削減したものをすべて10割見てくれと、こういうふうなことを申し上げておりましたが、現在のところでは、義務的経費については10割見るけれども、その他については8割というようなことで、2割分は努力しなさいと、こういうような感じになっておりますが、しかしそうなかなか簡単に努力云々というわけにもいきませんので、引き続き10割を目指して、全国市長会初め我々頑張っていきたいなというふうに思います。

それから、御指摘ありました道路特定財源につきましては、これは法律できちりと使途が明記されておりますし、ガソリン税の中では上乘せ分としてその部分をいただいている。これは明確にそういうふうになってるわけでございますので、これは一般財源化しようという動きが国でありまし

たけども、我々はまだまだ地方の道路というのは整備されていないと。これからまだまだやらなきゃいけないという観点から、これの一般財源化には反対をいたしております。

したがって、今後もこの道路特定財源の確保とありますが、用途については道路に充てるということで、今後も引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。

ただ、道路にかかわって一部再開発等都市整備にという一定の緩い拡大も検討されておられるようでございますけども、その点は都市によっていろいろ事情も違うというふうに思いますので、内容によっては受け入れられる分もあるというふうに思いますが、基本的にはきっちりと特定財源の用途は決まってるということ的前提に、これからもスクラムを組んで頑張っていきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 島原議員御質問の1点目のたばこの販売店の開店の手続なんですが、現在その辺については把握いたしておりませんので、また後日調べまして報告ということで御了承のほどお願いいたします。

そして、もう1点目の都市計画税、一般財源も充当しているのかどうかということなんですけど、15年度予算で9億2,000万ほどの都市計画税の歳入を組んでおります。繰出金として13億5,000万ほど組んでおまして、そのうち公債費ですね。下水の公債費といたしまして11億8,900万円計上いたしております。その点で一般財源についても追加で出しているというような形になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

ちょっと訂正ということをお願いいたします。平成15年度の予算で9億2,700万ということですよ。都市計画税です。よろしくをお願いいたします。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 意見にかえておきますけれども、ひとつ市長、三位一体論の中で、我々党派としても、いろいろ財政的な研究を昼飯ばかりでなしに全体的に研究してるわけでありまして、一昨日、総務省の財政局の方に、私はもともと民

主党に党籍があるんですけれども、余り相談に行かんと、自由党の西村眞悟を中心に御相談してるんですが、これは従来西村栄一の関係がありますから、切っても切れない関係上、難しい国会の問題は彼に相談をしておるわけでありまして。

今度の三位一体論のいろんな骨子も送ってきってもらいました。市長の方も送ってもらったと思うんですけども、我々一般議員として非常に理解しにくい部分もありますが、ただ言えることは、いわゆる地方分権という時代に、国の一方的な考え方ではなしに、ほんとに財も権限も一括して地方におろしてもらおうということでないといけないというふうに思います。

また、特に都市計画税の問題につきましては、私、従来、平島市長時分から申し上げておりますように、やっぱり公正な都市計画税の配分をして、一方に偏るのではなくて、全市的に公平な配分をして、都市計画事業を推進していただきたいというふうに思います。

それと、たばこの申請等、この議題とは直接関係がないかもわかりませんが、やっぱり我々は市民の代表として選ばれた以上、治外法権のようなことを相談受けるのは別ですけども、当然そういうたばこ店を開きたいとか、あるいはほかの企業をやりたいとかいう場合は御相談がありますんで、ぜひこの問題についても調査をしていただいて、また後で御回答をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。 討論なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号から議案第3号までの以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第3号までの以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とするこ

とに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る30日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る30日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時43分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 中 尾 広 城